

# 第 67 回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月19日（金曜日）午前10時

受付開始：午前9時

## 開催場所

大阪市港区弁天1丁目2番1号（OSAKA BAY TOWER内）

アートホテル大阪ベイタワー 4階 アートグラウンドボールルーム

（末尾の「第67回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

## 目 次

第67回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	10
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告	39

### 株主総会にご出席されない場合

インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2026年6月18日（木曜日）午後5時30分まで

証券コード 6294  
2026年6月1日

株 主 各 位

大阪市港区海岸通4丁目1番18号  
**オカダアイオン株式会社**  
代表取締役社長 岡 田 祐 司

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://okadaaiyon.com>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」から「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト（三井住友信託銀行 株主総会ポータル®）】

<https://www.soukai-portal.net>

（議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記ウェブサイトへアクセスいただき、ID・初期パスワードをご入力ください。）



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オカダアイオン」又は「コード」に当社証券コード「6294」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月18日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

## [インターネット等による議決権行使の場合]

スマートフォン等で、議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取り、画面の案内に従って、賛否をご入力いただくか、当社指定の株主総会ポータルサイト® (<https://www.soukai-portal.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載の「株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。株主総会ポータルサイト®上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開いていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を前記の行使期限までにご入力ください。

なお、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただくことによっても議決権行使が可能です。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「『株主総会ポータル』のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

## [書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2026年6月19日（金曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 大阪市港区弁天1丁目2番1号（OSAKA BAY TOWER内）<br>アートホテル大阪ベイタワー 4階 アートグラウンドボールルーム<br>（末尾の「第67回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）                        |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第67期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第67期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           | 取締役1名選任の件  |

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権の行使等についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した対象書類に含まれております。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以 上



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月19日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）




**インターネット・スマートフォンで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで

機関投資家の皆様へ

前記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

オカダアイオン株式会社 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○


1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

（可印欄）

投票通知書と議決権行使はこちら株主総会ポータルサイトログイン用QRコード

見本

オカダアイオン株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1、第2号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

# 『株主総会ポータル<sup>®</sup>』のご案内

## 招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

### POINT 1

#### スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。  
株主総会資料も閲覧できます。

### POINT 2

#### 簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード<sup>®</sup>を読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

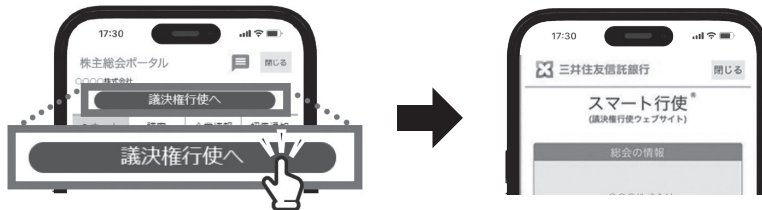
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



### POINT 3

#### 議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネット等による議決権行使期限 2026年6月18日(木) 午後5時30分

## PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

### 《議決権行使方法》

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

### ご注意事項 .....

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### 株主総会ポータルのご利用方法・インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

**0120-652-031** (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき、75円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は604,300,500円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月22日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
たか はし のぼる 高 橋 昇 (1969年7月18日生) 新任	1991年4月 当社入社 2007年4月 当社盛岡営業所長 2018年4月 当社東京本店長 2022年7月 当社執行役員東京本店長 2026年4月 当社執行役員営業本部長(現任)	800株
(取締役候補者とした理由) 同氏は東京本店長を8年間務めるなど長年にわたる豊富な実務経験を有し、業界における顧客ニーズや市場動向を熟知しております。現場感覚に裏打ちされた深い知見と組織管理能力は、当社の迅速な意思決定と営業戦略の推進に不可欠であると判断し、取締役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告2(4)①(注)5.役員等賠償責任保険契約の内容の概要等に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】各取締役、各監査役及び各執行役員のスキル・マトリックス

本総会において、第2号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、ならびに各取締役、各監査役及び各執行役員が備えるスキルは次のとおりであります。

地 位	氏 名	経 営	グローバル	建 機 業 界	営 業 ・ 戦 略	開 発 ・ 生 産 ・ 技 術 ・ I T	人 事 ・ 法 務 ・ リ ス ク 管 理	財 務 ・ 会 計 ・ 監 査	学 術 ・ 知 財
代表取締役社長	岡田祐司	●	●	●	●				
専務取締役	前西信男	●				●	●	●	
常務取締役	山口照和		●	●	●	●			
取 締 役	岡本 巖			●	●		●		
取 締 役	高橋 昇			●	●	●			
社外取締役	小林 恵	●					●		●
社外取締役	吉田晴行	●	●	●	●				
社外取締役	帆足寿妹子					●	●	●	●
常勤監査役	穂積一郎				●		●	●	
社外監査役	稲田正毅						●	●	●
社外監査役	中尾正孝						●	●	●
執 行 役 員	東野道夫			●	●	●			
執 行 役 員	杉本康司		●	●	●				
執 行 役 員	島田晴行		●	●	●				
執 行 役 員	岩本直人			●		●			
執 行 役 員	町井哲也			●		●			
執 行 役 員	矢橋敏彦			●		●			

(注) 上記一覧表は、各取締役、各監査役及び各執行役員が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済及び世界経済は、内需を中心に緩やかな成長が続いたものの、米国関税政策や保護主義的な動きを巡る先行き不透明感の高まりに加え、資源・エネルギー価格の動向や地政学リスク等もあり、景況感はやや弱含みで推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは長期ビジョン「VISION30」の方針のもと、国内では解体・インフラ工事需要の堅調な推移を背景に増産と生産性向上を軸にした生産体制強化に取り組みました。また、海外では成長余力の大きい米国・欧州・アジアを中心に営業体制強化を図るなど、更なる持続的成長と企業価値向上に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高26,991百万円（前年同期比1.5%増）となりました。利益面では、原材料価格の上昇等の影響を受けたものの、販売価格の適正化やコスト削減の効果により、営業利益は2,261百万円（前年同期比0.8%減）と前年並みの水準を維持しました。経常利益は2,343百万円（前年同期比4.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,491百万円（前年同期比1.1%増）となり共に増益を確保いたしました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### [国内事業]

国内セグメントは、売上高20,664百万円（前年同期比0.3%増）となりました。機種別には、油圧ブレーカは建物基礎解体や土木工事などの底堅い需要を背景に売上高931百万円（前年同期比16.8%増）と増加いたしました。一方、主力の圧砕機は解体需要自体は概ね堅調に推移したものの、人手不足や建設費高騰の影響を受け、売上高9,483百万円（前年同期比0.5%減）となりました。特に、圧砕機の中では、コンクリート解体に利用される大割機・小割機は売上高6,630百万円（前年同期比7.3%減）と減少しましたが、鉄骨カッターは大型プラント解体需要を背景に2,713百万円（前年同期比20.8%増）と増加しました。つかみ機は災害復興向け需要の一巡により、売上高1,303百万円（前年同期比19.0%減）となりました。林業機械はベースマシンとなる油圧ショベルの販売減やレンタル需要の低下等の影響を受け、売上高1,702百万円（前年同期比5.4%減）となりました。ケーブルクレーン事業は、水力発電所の改修工事などの受注は順調に推移したものの、工期の影響等により売上高1,302百万円（前年同期比0.3%減）となりました。輸入商材である大型環境機械は円安による仕入価格上昇の影響を受けたものの、入れ替え促進が功を奏し、売上高691百万円（前年同期比11.1%増）となり

ました。アフタービジネスに関しては、原材料売上高は2,026百万円（前年同期比0.6%減）と微減になりましたが、修理売上高に関しては1,253百万円（前年同期比7.1%増）と増加いたしました。これらの結果、セグメント利益は、販売価格の見直しによる採算改善等により1,988百万円（前年同期比3.1%増）となりました。

### **【海外事業】**

海外セグメントは、売上高6,326百万円（前年同期比5.8%増）となりました。北米地域では、販売子会社Okada America, Inc. においてレンタル各社の在庫調整の影響が徐々に緩和する一方、2022年12月に経営統合したOkada Midwest, Inc. ではエンドユーザー向け商製品の販売減が響きましたが、北米合算では売上高4,237百万円（前年同期比0.5%増）となりました。一方、欧州では前々事業年度後半からの需要の減速影響が落ち着き、圧砕機販売増加により売上高1,113百万円（前年同期比11.9%増）となりました。アジア地域においては、インド、タイ、台湾等で販売が拡大し、売上高688百万円（前年同期比40.3%増）となりました。セグメント利益に関しては、北米地域におけるレンタル機の評価減や関税影響によるコスト増等により、277百万円（前年同期比19.8%減）となりました。

#### **② 設備投資の状況**

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額（のれんを除く）は、3,855百万円であります。

その主なものは、一部本社部門移転用土地建物取得費用（963百万円）、北関東営業所新築建設費用等（873百万円）、関西支店新築建設費用等（671百万円）などであります。

#### **③ 資金調達の状況**

当社グループは、事業展開における資金需要に対して、安定的かつ機動的な資金調達体制の構築、財務運営の一層の強化を図ることを目的として、主要取引金融機関と総額13,300百万円（実行額9,400百万円）の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

また、当連結会計年度において、第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行により1,516百万円を調達しております。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 (2023年 3月期)	第 65 期 (2024年 3月期)	第 66 期 (2025年 3月期)	第 67 期 (当連結会計年度 (2026年 3月期))
売 上 高 (百万円)	23,575	27,095	26,582	26,991
経 常 利 益 (百万円)	1,961	2,814	2,238	2,343
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,414	1,886	1,475	1,491
1株当たり当期純利益 (円)	176.33	235.07	183.46	185.27
総 資 産 (百万円)	30,594	34,008	35,994	39,984
純 資 産 (百万円)	13,961	16,019	17,238	18,082

## (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アイオンテック	20百万円	100%	建設機械、 同部品及び同付属 品の製造、販売等
Okada America, Inc.	5百万米ドル	100%	建設機械の販売
Okada Europe B.V.	1百万ユーロ	100%	建設機械の販売
株式会社南星機械	30百万円	100%	林業・産業機械・ケーブルクレーン、同部品・機材及び同付属品の製造、販売等

#### (4) 対処すべき課題

当社を取り巻く国内外の経済環境は、内需の回復を背景とした緩やかな成長が見込まれる一方で、米国の関税・貿易政策の動向、地政学的リスク、インフレ動向等の影響により、先行きの不確実性が引き続き高い状況にあります。

また、当社グループが属する業界においては、国内では老朽インフラの再整備、大都市圏での再開発、災害復興や耐震・免震構造への建替え、資源循環を背景としたリサイクル関連需要の拡大、さらには森林・林業再生プランに基づく林業機械化の進展などにより、解体環境アタッチメント及び林業機械の需要は引き続き堅調に推移するものと考えております。海外においても、欧米各国をはじめとする世界各地で、インフラ整備や解体工事、鉄スクラップ関連需要は中長期的に拡大していくことが見込まれます。

このような事業環境のもと、当社グループは、ユーザー、協力会社、従業員の安全を最優先に、安定的な商品供給体制の維持・強化に取り組むとともに、生産性向上、品質管理、アフターサービス体制の充実を通じて、お客さま満足度の向上を図ることが重要な経営課題であると認識しております。また、外部環境の変動に柔軟に対応できる事業構造の構築や、収益性及び資本効率の向上も引き続きの課題であります。

これらの課題に対応するため、当社グループは、2026年度から2028年度までの3か年を対象とする新中期経営計画「Onyx」を策定し、着実な実行に取り組んでおります。本計画では、安定した国内事業基盤を土台としつつ、海外事業及びアフタービジネスの成長を通じて、「利益の質」「成長の再現性」「資本効率」を重視した価値創造型の成長モデルへの転換を図ってまいります。

とりわけ、海外事業については、北米での事業体制や販売モデルの見直しを進めるとともに、国内事業でも市場特性やコスト構造を踏まえたプライシングの適正化に取り組み、収益性及び成長の再現性の向上を図ってまいります。あわせて、事業ポートフォリオの見直し、経営資源配分の最適化、在庫管理の高度化、生産性向上、サービス・ソリューション機能の強化等を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を実現してまいります。

また、株主還元に関しましては、安定成長に基づいた累進的配当方針を維持していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループの主要な営業品目は次のとおりであります。

品 目		製品分類	主要製品名
解体環境アタッチメント	圧 砕 機	大 割 機	TS-Wクラッシャー、TSRCクラッシャー
		小 割 機	コワリクン、マグネットコワリクン
		鉄 骨 カ ッ タ ー	TS-Wカッター、TS-Wクロスカッター、TS-Sカッター、TSカッター
	油 圧 ブ レ ー カ	油 圧 ブ レ ー カ	TOP-Jシリーズ、超低騒音Sシリーズ
	つ か み 機	グ ラ ッ プ ル	ASGグラップル、スクラップグラップルNSG
		定 置 ロ ー ダ	HLCシリーズ
	環境アタッチメント	環境アタッチメント	アミダス、スクリーンバケット、アイオン与作
そ の 他	そ の 他	散水小僧、SEカプラ、アイオンハイマグ、ブラッシュカッター	
林 業 機 械	林 業 機 械	木材用グラップル、NPGプロセッサ、NGHハーベスタ、NSW地引きウインチ、ハイブリッドバケット	
大 型 環 境 機 械	大 型 環 境 機 械	タブグラインダー、ウッドホグ、ログバスター、ビッグバス	
ケ ー ブ ル ク レ ーン	ケ ー ブ ル ク レ ーン	ケーブルクレーン、大型ウインチ	

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 港 区	湘 南 営 業 所	神 奈 川 県 平 塚 市
海 外 事 業 所		中 部 営 業 所	岐 阜 県 大 垣 市
東 京 本 店	東 京 都 板 橋 区	北 陸 営 業 所	石 川 県 金 沢 市
東 京 オ フ ィ ス		広 島 営 業 所	広 島 市 西 区
関 西 支 店	大 阪 市 港 区	四 国 営 業 所	愛 媛 県 伊 予 郡
札 幌 営 業 所	札 幌 市 白 石 区	福 岡 営 業 所	福 岡 県 大 野 城 市
盛 岡 営 業 所	岩 手 県 紫 波 郡	熊 本 営 業 所	熊 本 県 菊 池 市
仙 台 営 業 所	仙 台 市 宮 城 野 区		

- (注) 1. 関西支店は、2026年1月13日より新支店として営業を開始しております。  
2. 東京オフィスは、2026年3月1日より東京本店内に移転しました。  
3. 2026年4月1日付で、埼玉県鴻巣市に東京本店 北関東営業所を開設いたしました。

② 株式会社アイヨンテック

名 称	所 在 地
本 社 ・ 工 場	埼 玉 県 朝 霞 市

③ Okada America, Inc.

名 称	所 在 地
本 社	ア メ リ カ 合 衆 国 オ レ ゴ ン 州
営 業 所	ア メ リ カ 合 衆 国 オ ハ イ オ 州
営 業 所	ア メ リ カ 合 衆 国 テ キ サ ス 州

④ Okada Midwest, Inc.

名 称	所 在 地
本 社	ア メ リ カ 合 衆 国 イ リ ノ イ 州

## ⑤ Okada Europe B.V.

名 称	所 在 地
本 社	オランダ王国ロッテルダム市

## ⑥ Okada Aiyon (Thailand) Co., Ltd.

名 称	所 在 地
本 社	タイ王国アユタヤ県

## ⑦ 株式会社南星機械

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	熊本県菊池市	長野営業所	長野県長野市
東京支店	東京都港区	新潟営業所	新潟市東区

(注) 2025年9月30日付で、札幌営業所を閉鎖いたしました。

## (7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
497名	増減なし

(注) 使用人数は就業人員数（常用パートタイマーを含む。）であります。

## ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
273名	6名増	41歳3ヶ月	12年6ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数（当社から社外への出向者を除く、常用パートタイマーを含む。）であります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	7,876百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,387百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,665百万円
株式会社りそな銀行	1,036百万円
日本生命保険相互会社	600百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,378,700株 (自己株式321,360株を含む。)
- ③ 株主数 11,693名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	572,500	7.10
岡 田 眞 一 郎	317,150	3.93
極 東 開 発 工 業 株 式 会 社	300,000	3.72
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	241,930	3.00
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	220,000	2.73
岡 田 町 子	220,000	2.73
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信託口)	213,000	2.64
株 式 会 社 テ イ サ ク	185,000	2.29
株 式 会 社 池 崎 鉄 工 所	180,100	2.23
萱 岡 和 夫	174,800	2.16

- (注) 1. 当社は、自己株式を321,360株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

譲渡制限付株式報酬	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	3,400株	4名

### (3) 新株予約権等の状況

#### ① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権等の内容の概要	
第1回新株予約権	
発行決議日	2013年9月13日
新株予約権の数	242個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 61,300円 (注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株につき1円)
権利行使期間	2013年10月1日から2043年9月30日まで
行使の条件	(注) 2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く) 新株予約権の数 26個 目的となる株式数 2,600株 保有者数 1人
第2回新株予約権	
発行決議日	2014年12月9日
新株予約権の数	93個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 76,100円 (注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株につき1円)
権利行使期間	2014年12月26日から2044年12月25日まで
行使の条件	(注) 2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く) 新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1人
第3回新株予約権	
発行決議日	2015年12月11日
新株予約権の数	94個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 84,000円 (注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株につき1円)
権利行使期間	2015年12月27日から2045年12月26日まで
行使の条件	(注) 2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く) 新株予約権の数 23個 目的となる株式数 2,300株 保有者数 2人
第4回新株予約権	
発行決議日	2016年12月9日
新株予約権の数	132個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 74,700円 (注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株につき1円)
権利行使期間	2016年12月27日から2046年12月26日まで
行使の条件	(注) 2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く) 新株予約権の数 44個 目的となる株式数 4,400株 保有者数 3人

(注) 1. 上記の新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。

#### 2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は取締役会決議に基づき第三者割り当てによる新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

### 第5回新株予約権

割 当 日	2025年12月10日
新 株 予 約 権 の 総 数	11,040個
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	総額 1,104,000円 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 に よ る 潜 在 株 式 数	・当初行使価額 (2,038円) における潜在株式数：1,104,000株 ・下限行使価額 (1,700円) における潜在株式数：1,104,000株
資 金 調 達 の 額	2,251,056,000円 (注) (内訳) 本新株予約権発行分 1,104,000円 本新株予約権行使分 2,249,952,000円
行 使 価 額	1株当たり2,038円 2026年4月30日、2027年4月30日及び2028年4月30日 (以下、個別に又は総称して「修正日」といいます。)において、当該修正日まで (当日を含む。) の20連続取引日の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) における当社普通株式の普通取引の終値の平均値 (計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。) (以下「修正日価額」といいます。) が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額 (以下に定義する。) を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、1,700円とする。
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2025年12月11日～2030年12月10日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による。
割 当 先	PSPI III S1, L.P.
そ の 他	当社は、割当先との間で、2025年11月13日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約 (以下「本引受契約」といいます。) を締結いたしました (同契約内容の詳細は、2025年11月13日付公表の「第三者割当により発行される第5回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」参照)。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 第1回転換社債型新株予約権付社債

割 当 日	2025年12月10日
新 株 予 約 権 の 総 数	40個
社 債 及 び 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	本社債の金額100円につき金101.0円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
新 株 予 約 権 に よ る 潜 在 株 式 数	・当初転換価額(2,038円)における潜在株式数：736,000株 ・下限転換価額(1,700円)における潜在株式数：882,300株
資 金 調 達 の 額	1,515,000,000円
行 使 価 額 又 は 転 換 価 額	1株当たり2,038円 2026年4月30日、2027年4月30日及び2028年4月30日(修正日)において、当該修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、1,700円とする。
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2025年12月11日～2030年12月6日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による。
割 当 先	PSPI III S1, L.P.
そ の 他	当社は、割当先との間で、2025年11月13日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約(本引受契約)を締結いたしました(同契約内容の詳細は、2025年11月13日付公表の「第三者割当により発行される第5回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」参照)。

## (4) 会社役員の状況

## ① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	岡 田 祐 司	海外部門担当
専務取締役	前 西 信 男	管理部門、システム部門、経営企画担当兼経営企画室長
常務取締役	山 口 照 和	営業部門、製造部門担当 株式会社テイサク社外取締役
取 締 役	岡 本 巖	管理部門副担当兼総務部長
取 締 役	小 林 恵	株式会社神戸機材代表取締役社長 クリヤマホールディングス株式会社社外取締役監査等委員
取 締 役	吉 田 晴 行	杉本商事株式会社社外取締役 株式会社ダイフク社外取締役
取 締 役	帆 足 寿 味 子	大阪市高速電気軌道株式会社社員Well-being推進部長
常 勤 監 査 役	穂 積 一 郎	
監 査 役	稲 田 正 毅	共栄法律事務所パートナー弁護士
監 査 役	中 尾 正 孝	公認会計士中尾正孝事務所代表

- (注) 1. 取締役小林恵氏、取締役吉田晴行氏及び取締役帆足寿味子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役稲田正毅氏及び監査役中尾正孝氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中尾正孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役小林恵氏、取締役吉田晴行氏、取締役帆足寿味子氏及び監査役稲田正毅氏、監査役中尾正孝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役・監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の額

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、任意の諮問機関である指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 取締役の個人別の報酬等（2. 3. を除く固定報酬）の額又は算出方法の決定方針

取締役の個人別の固定報酬に関しては、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、役員規程第26条（報酬の基準）の役員別報酬区分に基づき、各取締役の役位、担当、経験、実績等を考慮したうえで、指名報酬委員会の諮問を経て取締役会で決議する。

代表取締役に一任する際には、その旨を取締役会で決議し、指名報酬委員会の諮問を経て代表取締役が決定する。

#### 2. 業績連動報酬等がある場合、業績指数の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

取締役の業績連動報酬である役員賞与は、会社の営業成績に応じた益金処分として支払われる。従業員兼務取締役は取締役報酬部分のみが本報酬に該当する。営業成績は、連結売上高、連結営業利益及び連結経常利益の目標達成率、同対前年比増減率等を総合的に判断するものとする。当該指標を選択した理由は、当該指標が当社連結業績の目標指標であるためである。そのうえで、

- ・従業員定例賞与の支給係数や従業員特別賞与の支給月数とのバランス
- ・全役員と全従業員の年間の賞与総支給額が、税引前・賞与引当前の連結経常利益の1/3を上限の目安とすること

等を考慮し、支給月数について取締役会で決議し決定する。

### 3. 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は、株価上昇及び企業価値向上への取締役の貢献意欲を高めるために取締役（社外取締役は除く）に付与するものとし、年1回、対象取締役の固定報酬の1ヶ月相当額分の当社普通株式の付与株式数(100株単位)を取締役会で決議し決定する。

### 4. 固定報酬等、業績連動報酬等、非金銭報酬等の額を取締役個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬は上記1.～3.の決定方針に基づき個別に決定し、報酬総額に対する各々の割合に関しては、変動するものとする。

### 5. 取締役に対し報酬等を与える時期、又は条件の決定方針

固定報酬は、役員規程に定めるとおり、1. で決定した額を、社員賃金の支給日に支給する。

役員が月の途中で就任又は退任する場合には、日割計算せず1ヶ月分を支給する。また、年1回（毎年7月分から）、報酬額の増減を行うことがあり、役位の変更があった場合には、新役位就任の月の翌月から改定を行うものとする。

業績連動報酬は、2. で決定した額を夏季の社員賞与の支給日に支給する。

譲渡制限付株式は、3. で決定した株数を、毎年7月の報酬見直し後に新報酬に基づいた株数を計算し支給する。なお、譲渡制限付株式は各取締役と会社の間で交わす「譲渡制限付株式割当契約書」に基づき、退任等の一定の要件により譲渡制限が解除される。また、取締役の刑罰、破産等の無償取得事由に該当した場合には、会社が各取締役から無償取得できる。

(注) 2026年3月期における業績指標に関する実績は以下のとおりです。

	実績 (百万円)	連結業績 予想 (百万円)	達成率 (%)	前年比 (%)
連結売上高	26,991	28,000	96.4	101.5
連結営業利益	2,261	2,500	90.4	99.2
連結経常利益	2,343	2,500	93.7	104.7

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	128 (12)	83 (9)	38 (2)	6 (-)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	20 (6)	15 (5)	5 (1)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	148 (18)	98 (15)	44 (3)	6 (-)	12 (6)

- (注) 1. 上表には、2025年6月20日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において年額230百万円以内（うち、社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。また、これとは別枠で上記定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬の限度額として年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
6. 取締役会は、代表取締役社長海外部門担当岡田祐司に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお委任された内容の決定にあたっては、その妥当性等について事前に指名報酬委員会へ諮問しております。

## ③ 社外役員に関する事項

## イ. 重要な兼職先と当社との関係

小林恵氏は、株式会社神戸機材の代表取締役社長及びフリヤマホールディングス株式会社社外取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

吉田晴行氏は、杉本商事株式会社社外取締役及び株式会社ダイフク社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

帆足寿味子氏は、大阪市高速電気軌道株式会社社員Well-being推進部長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

稲田正毅氏は、共栄法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

中尾正孝氏は、公認会計士中尾正孝事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小林 恵	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて発言を行っております。 小林氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また当事業年度開催の指名報酬委員会3回のうち3回に出席し、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
社外取締役	吉田 晴行	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて発言を行っております。 吉田氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また当事業年度開催の指名報酬委員会3回のうち3回に出席し、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	帆 足 寿 味 子	2025年6月20日就任以降開催された取締役会10回のうち10回に出席し、弁護士としての専門的見地及びIT分野における経験を踏まえ、当社グループのガバナンス強化の視点から発言を行っております。 帆足氏は、社外取締役に就任以降、企業内弁護士としての豊富な経験とITに関する知見を含む幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また2025年6月20日就任以降開催の指名報酬委員会3回のうち3回に出席し、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
社 外 監 査 役	稲 田 正 毅	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、及び監査役会14回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	中 尾 正 孝	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、及び監査役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員とは、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を、法令に定める最低責任限度額を限度として締結しております。

## (5) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

## ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうちOkada America, Inc.については、会計監査人と同一のネットワークに属するKPMGグループの監査を受けております。

## ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (6) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

- ① 当社ならびに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定める。社長の任命する委員長を中心とするコンプライアンス委員会を設置し、社内でのリスク状況把握・分析、使用人に対するコンプライアンス教育方針の決定を行う。
  - ロ. 内部監査部門として内部監査室を置く。
  - ハ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。
  
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
  
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理担当役員を任命し、リスク管理規程の策定にあたる。  
その中で、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
  
- ④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行うものとする。
  - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
その他の当社ならびに当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループの企業毎に、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社総務部及びコンプライアンス委員会はこれらを横断的に推進し管理することとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役が、職務の補助使用人を求めたときには、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。  
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。  
上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。  
また、監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役から職務執行状況の報告・説明等を受け、必要に応じて、意見を述べるなど、取締役の職務執行状況を監視・監督するとともに、必要に応じて、会計監査人及び弁護士に相談することができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価、検証し必要な対応を行う。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は法令及び反社会的勢力排除の理念に則り、反社会的行為には一切関与せず、不当要求には毅然と対応し、反社会的勢力との関係遮断を徹底することを反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とし、「企業行動規範」に定める。

具体的な整備としては、反社会的勢力対策規程・マニュアルを策定し、業務運営上の事前確認ルールや社内体制について定めるほか、警察をはじめとした外部専門機関との連絡を密に行って、その実効性を高める。

## (7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスに関する社内のリスク状況把握・分析、従業員に対する教育方針の決定を行うコンプライアンス委員会を、当事業年度においては2回開催いたしました。

また、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、管理職・職種別・階層別・新入社員等の各研修においてコンプライアンス研修を計7回開催いたしました。

内部通報制度「ホットライン」の通報・相談に対してはコンプライアンス委員会が責任をもって事実を調査し、取締役会に逐次報告の上、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。

なお、通報者に対し不利益な取扱いを行わないよう徹底しております。

### ② リスク管理体制

内部監査部門によるリスク管理状況については、「内部監査報告会」を実施し、各部門の監査を行った際の指導・改善点の報告をいたしました。

また、災害に備えて「安否確認サービス」を導入しております。これにより非常時においても従業員の安否確認を行える体制を整え、事業継続体制の維持・向上に努めております。

### ③ 取締役の業務執行の体制

「取締役会規程」「職務権限規程」に則り、職務の執行が適切かつ迅速に行われるよう努めました。当事業年度においては取締役会を13回開催し、月次決算の報告、各議案についての審議、各取締役より業務執行の報告を行い活発な意見交換がなされております。また、取締役会では各取締役より毎月、コンプライアンス・リスクなど直近の重要事項及びトピックスを報告しています。

### ④ 監査役の監査体制

当事業年度においては監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会のほか、経営会議、コンプライアンス委員会、内部統制報告会等の重要な会議に出席、各営業所への往査も行い、業務執行が適正になされているかを確認いたしました。また、内部監査室・会計監査人と適宜情報交換を行い、連携を密にして監査の実効性を高めています。

### ⑤ 反社会的勢力排除について

取引契約書の中に反社会的勢力排除条項を織り込み、初回の取引開始時には過去の公知情報を外部機関にて確認する等の反社チェックを行っております。また、当社は「大阪府企業防衛連合協議会」に加盟しており、企業防衛に関する必要な情報の収集を行っております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>25,382,388</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,116,229</b>
現金及び預金	5,517,451	支払手形及び買掛金	1,369,587
受取手形	201,410	電子記録債務	190,058
売掛金	4,691,196	短期借入金	11,151,183
電子記録債権	1,233,805	1年内返済長期借入金	2,226,072
棚卸資産	13,127,040	未払金	772,284
その他	613,216	未払法人税等	568,008
貸倒引当金	△1,732	賞与引当金	311,000
<b>固定資産</b>	<b>14,602,061</b>	役員賞与引当金	45,890
<b>有形固定資産</b>	<b>12,971,698</b>	株主優待引当金	60,258
建物及び構築物	5,818,904	その他の	421,886
機械装置及び運搬具	841,210	<b>固定負債</b>	<b>4,785,467</b>
土地	5,783,238	転換社債型新株予約権付社債	1,514,000
建設仮勘定	8,754	長期借入金	2,487,767
リース資産	449,097	退職給付に係る負債	527,488
その他	70,492	その他	256,211
<b>無形固定資産</b>	<b>361,190</b>	<b>負債合計</b>	<b>21,901,697</b>
のれん	88,308	<b>(純資産の部)</b>	
その他	272,881	株主資本	16,936,807
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,269,172</b>	資本金	2,221,123
投資有価証券	567,137	資本剰余金	2,294,988
長期貸付金	203,850	利益剰余金	12,635,384
繰延税金資産	472,053	自己株式	△214,688
その他	131,390	その他の包括利益累計額	1,137,267
貸倒引当金	△105,259	その他有価証券評価差額金	242,124
<b>資産合計</b>	<b>39,984,449</b>	為替換算調整勘定	895,142
		新株予約権	8,677
		<b>純資産合計</b>	<b>18,082,752</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>39,984,449</b>

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

## 連結損益計算書

(自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,991,439
売上原価	18,998,763
売上総利益	7,992,676
販売費及び一般管理費	5,731,406
営業利益	2,261,269
営業外収益	
受取利息	27,531
受取配当金	26,112
固定資産売却益	73,013
為替差益	148,496
持分法による投資利益	13,863
その他	36,186
営業外費用	
支払利息	206,090
社債発行費	13,496
リース解約損	10,227
シンジケートローン手数料	5,863
債権売却損	5,053
固定資産除売却損	1,359
その他	740
経常利益	2,343,642
特別利益	
受取保険金	30,890
投資有価証券売却益	29,825
特別損失	
貸倒引当金繰入金	101,925
和解入金	26,000
損害補償金	13,800
税金等調整前当期純利益	2,262,632
法人税、住民税及び事業税	886,029
法人税等調整額	△115,279
当期純利益	1,491,882
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,491,882

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日残高	2,221,123	2,290,294	11,739,015	△221,221	16,029,210
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△595,513		△595,513
親会社株主に帰属する当期純利益			1,491,882		1,491,882
自己株式の取得				△73	△73
自己株式の処分		4,693		6,607	11,300
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	4,693	896,369	6,533	907,596
2026年3月31日残高	2,221,123	2,294,988	12,635,384	△214,688	16,936,807

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算定	その他の包括 利益累計額合計		
2025年4月1日残高	202,361	△961	995,858	1,197,259	12,448	17,238,918
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△595,513
親会社株主に帰属する当期純利益						1,491,882
自己株式の取得						△73
自己株式の処分						11,300
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	39,762	961	△100,715	△59,991	△3,771	△63,762
連結会計年度中の変動額合計	39,762	961	△100,715	△59,991	△3,771	843,833
2026年3月31日残高	242,124	-	895,142	1,137,267	8,677	18,082,752

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>16,793,256</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,589,250</b>
現金及び預金	3,966,045	支払手形	166
受取掛手形	201,410	買掛金	1,233,647
売掛金	4,123,355	短期借入金	10,651,183
電記簿債権	1,085,866	1年内返済長期借入金	2,226,072
商製成品	2,643,615	未払金	574,784
原料品	1,388,679	未払法人税等	353,984
貯蔵品	1,218,042	賞与引当金	221,719
短期貸付品	25,830	役員賞与引当金	44,090
前払費用	1,644,451	株主優待引当金	60,258
前収入金	129,057	その他の	223,344
未前渡金	259,801	<b>固定負債</b>	<b>4,573,116</b>
そ倒引当金	96,906	転換社債型新株予約権付社債	1,514,000
<b>固定資産</b>	<b>14,598,640</b>	長期借入金	2,487,767
<b>有形固定資産</b>	<b>9,796,241</b>	退職給付引当金	389,411
建物	3,598,946	リース債務	181,937
構築物	441,008	<b>負債合計</b>	<b>20,162,366</b>
機械装置(自用)	149,947	<b>(純資産の部)</b>	
機械装置(賃貸)	449,933	<b>株主資本</b>	<b>10,981,237</b>
車両運搬具	98,977	資本金	2,221,123
工具器具備品	36,427	資本剰余金	2,294,988
土地	4,619,805	資本準備金	2,171,688
一ス資産	392,440	その他資本剰余金	123,300
建設仮勘定	8,754	<b>利益剰余金</b>	<b>6,679,814</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>242,315</b>	利益準備金	99,020
電話加入権	6,037	その他利益剰余金	6,580,794
ソフトウェア	87,814	圧縮記帳積立金	61,712
その他	148,464	別途積立金	1,332,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,560,083</b>	繰越利益剰余金	5,187,082
投資有価証券	513,976	<b>自己株式</b>	<b>△214,688</b>
関係会社株	1,607,129	評価・換算差額等	239,615
敷金・保証金	23,526	その他有価証券評価差額金	239,615
固定化営業債権	2,815	新株予約権	8,677
繰延税金資産	224,925	<b>純資産合計</b>	<b>11,229,530</b>
長期貸付金	2,202,395	<b>負債純資産合計</b>	<b>31,391,896</b>
そ倒引当金	90,055		
	△104,740		
<b>資産合計</b>	<b>31,391,896</b>		

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

## 損益計算書

(自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,911,414
売上原価	15,956,010
売上総利益	4,955,403
販売費及び一般管理費	3,748,207
営業利益	1,207,195
営業外収益	
受取利息	126,828
受取配当金	139,591
受取経営指導料	17,207
固定資産売却益	68,965
為替差益	152,108
その他	29,291
営業外費用	
支払利息	187,238
シンジケートローン手数料	5,863
債権売却損	4,799
社債発行費	13,496
リース解約損	10,227
固定資産除売却損	1,354
その他	370
経常利益	1,517,839
特別利益	
受取保険金	10,890
投資有価証券売却益	29,825
特別損失	
貸倒引当金繰入金	101,925
損害補償金	13,800
税引前当期純利益	1,442,829
法人税、住民税及び事業税	526,773
法人税等調整額	△60,072
当期純利益	976,127

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計 合
		資本 準備金	その他 本剰余金	資本剰余 金合計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余 金合計		
					圧縮記帳 積立金	別 積立金	途 過剰金	繰越利益 剰余金			
2025年4月1日残高	2,221,123	2,171,688	118,606	2,290,294	99,020	62,453	1,332,000	4,805,725	6,299,199	△221,221	10,589,395
事業年度中の変動額											
圧縮記帳積立 金の取崩						△741		741	-		-
剰余金の配当								△595,513	△595,513		△595,513
当期純利益								976,127	976,127		976,127
自己株式の取得										△73	△73
自己株式の処分			4,693	4,693						6,607	11,300
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）											-
事業年度中の変動額合計	-	-	4,693	4,693	-	△741	-	381,356	380,614	6,533	391,842
2026年3月31日残高	2,221,123	2,171,688	123,300	2,294,988	99,020	61,712	1,332,000	5,187,082	6,679,814	△214,688	10,981,237

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ハ ッ 損 益	評価・換 算差額等 合計		
2025年4月1日残高	199,976	△961	199,015	12,448	10,800,860
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立 金の取崩					-
剰余金の配当					△595,513
当期純利益					976,127
自己株式の取得					△73
自己株式の処分					11,300
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）	39,638	961	40,599	△3,771	36,828
事業年度中の変動額合計	39,638	961	40,599	△3,771	428,670
2026年3月31日残高	239,615	-	239,615	8,677	11,229,530

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

オカダアイオン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 田 裕  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オカダアイオン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカダアイオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

オカダアイオン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻 健 太  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 田 裕  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オカダアイオン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の取締役における職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。監査役会については、毎月開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見交換するとともに、情報の共有に努め、独立した客観的な立場から取締役の業務執行について適法性及び妥当性を検証しました。また、監査役の監査活動の結果については、必要に応じ、取締役会や各部門の責任者に対して意見を伝えました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、代表取締役社長と会合をもち、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、内部監査部門から、子会社に対し実施した監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

オカダアイオン株式会社 監査役会

常勤監査役	穂積	一郎	Ⓣ
社外監査役	稲田	正毅	Ⓣ
社外監査役	中尾	正孝	Ⓣ

## 第67回 定時株主総会会場ご案内図

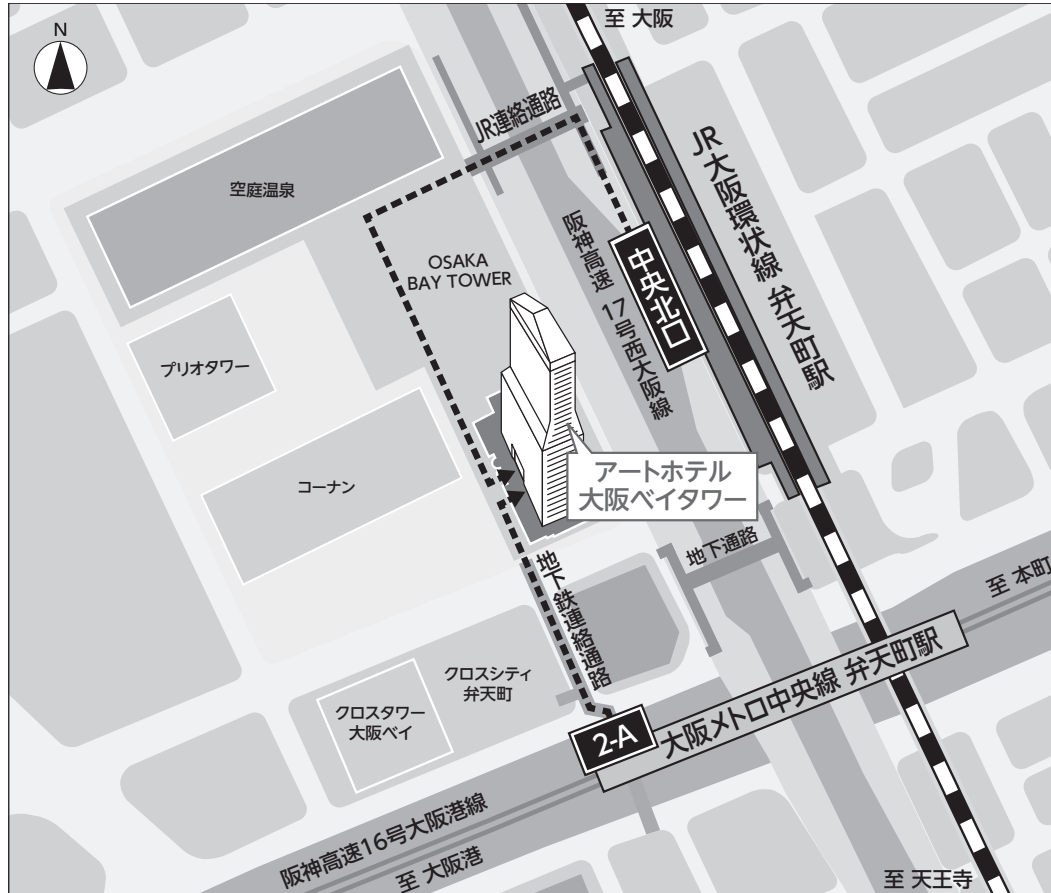
会場

アートホテル大阪ベイタワー 4階 アートグランドボールルーム

大阪市港区弁天1丁目2番1号 (OSAKA BAY TOWER内) 電話 (06) 6577-1111

交通

- 大阪メトロ中央線「弁天町」駅 西改札2-A出口からOSAKA BAY TOWER方面へ徒歩約5分
  - JR大阪環状線「弁天町」駅 中央北口改札からOSAKA BAY TOWER方面へ徒歩約10分
- ※車いすの株主様は、大阪メトロ中央線「弁天町」駅からのアクセスが便利です。



お願い

駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。  
なお、お車でお越しの場合は、OSAKA BAY TOWERの地下駐車場をご利用ください。  
駐車料金につきましては、株主様のご負担となりますので、ご了承くださいませ  
すようお願い申し上げます。

UD  
FONT